

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2022 年 8 月 15 日

東京都江東区木場一丁目 5 番 1 号

株式会社フジクラ

代表取締役 岡田 直樹

株式会社フジクラ（以下「当社」といいます。）は、当社を分割会社、株式会社フジクラエナジーシステムズ（以下「FES」といいます。）を承継会社として、当社の送電・メタルケーブル事業に関する権利義務を、2022 年 10 月 1 日を効力発生日として、FES に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定し、2022 年 8 月 5 日付で、両者の間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結しました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下の通りです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項 2 号）

別紙 1 の通りです。

2. 吸収分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

(1) 吸収分割の対価の数の定め相当性に関する事項

FES は、本吸収分割に際して普通株式 900 株を発行し、吸収分割会社である当社に対して割当交付します。交付株式数は、当社が FES の発行済株式の全てを所有していることを踏まえて、当社と FES との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) FES の資本金及び準備金の額の定め相当性に関する事項

本吸収分割により増加する FES の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って、FES が適当に定めることとしております。これは、FES の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社（FES）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙 2 の通りです。
- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社（当社）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

- (1) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
当社は、2022 年 3 月 15 日付で、株式会社フジクラプリントサーキット（以下「FPCL」といいます。）との間で吸収分割契約を締結しました。かかる契約に基づく吸収分割により、当社は、2022 年 5 月 1 日付で、当社が営むフレキシブルプリント配線板事業に関する権利義務を FPCL に承継しました。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 吸収分割会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項
当社の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。
- (2) 吸収分割承継会社（FES）が承継する債務の履行の見込みに関する事項
FES の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、FES の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に FES の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 本吸収分割契約

(次ページ以降に添付)



吸収分割契約書

株式会社フジクラ（以下「甲」という。）と株式会社フジクラエナジーシステムズ（以下「乙」という。）は、甲が第1条に規定する本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、効力発生日（第3条第1項に定義する。）をもって、吸収分割の方法により、甲が営む送電・メタルケーブル事業（以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社フジクラ

住所：東京都江東区木場一丁目5番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社フジクラエナジーシステムズ

住所：静岡県沼津市双葉町9番1号

第3条（承継する権利義務）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において本件事業に関して甲が有する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。
2. 乙が前項に基づき甲から承継する債務の引受けは、すべて免責的債務引受けの方法による。
3. 乙は、甲が効力発生日において本件事業のみに関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上乙において承継することができるものを承継する。

第4条（本吸収分割に際して乙が交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際し、乙の普通株式 900 株を新たに発行し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、その全部を甲に交付する。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適切に定める。

第6条 (本吸収分割の効力発生日)

効力発生日は、2022年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日後においても、本件事業について乙に対して競業避止義務(会社法第21条に基づく競業避止義務を含む。)を負わない。

第8条 (本契約の変更及び解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間において、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

第9条 (費用負担)

甲から乙に対する本件事業に関する権利義務及び許認可等の承継にかかる登記、登録、届出その他の手続きに関して生じる費用は全て乙の負担とする。

第10条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年8月5日

(甲) 東京都江東区木場一丁目5番1号
株式会社フジクラ
代表取締役 岡田 直樹



(乙) 静岡県沼津市双葉町9番1号
株式会社フジクラエナジーシステムズ
代表取締役 寺元 恵吾



承継権利義務明細表

本吸収分割に際し、効力発生日をもって、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。

1. 資産

(1) 承継する資産

- ① 本件事業のみに関連する現預金、売上債権、棚卸資産、その他の流動資産、有形固定資産（土地を含む。）、無形固定資産、税金資産、及びその他の固定資産
- ② 沼津事業所の施設課に帰属する資産
- ③ 本件事業のみに関連する特許（出願中のものを含む。）及び意匠（出願中のものを含む。）並びに特許を受ける権利及び意匠登録を受ける権利
- ④ 本件事業に関するノウハウ（なお、乙に承継されるノウハウについては、甲も引き続き単独で保有するものとする。）
- ⑤ 甲から乙へ承継される従業員に関する退職給付に係る資産

(2) 承継対象から除外する資産

上記(1)にかかわらず、以下の資産については、承継対象から除外する。

- ① 棚卸資産のうちの、2022年9月末時点で、甲のエネルギーSBUの産電品種、配電用電線、及び導体センタに属する製品在庫
- ② 税金資産（一時差異に係るものを除く。）
- ③ 建物（建物に付帯する資産を含む。）及び構築物

2. 債務

(1) 承継する債務

① 本件事業のみに関連する仕入債務、その他の流動負債、税金債務、及びその他の固定負債（潜在債務を含む。）

② 甲から乙へ承継される従業員に関する退職給付債務

(2) 承継対象から除外する債務

上記(1)にかかわらず、以下の債務については、承継対象から除外する。

① 借入金

② 税金債務（甲から乙へ承継される従業員に関する年金資産の拠出超過による繰延税金負債を除く。）

③ 甲乙間で承継対象から除外することを同意した潜在債務

3. 雇用契約以外の契約

(1) 承継する契約

① 本件事業のみに関連して締結された以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務

(ア)取引基本契約書及び付随する個別契約

(イ)品質管理に関する協定書（仕様書、基準書、品質管理要求事項等を含む。）

(ウ)業務委託契約書

(エ)委託試験契約書

(オ)共同研究に関する契約書

(カ)不動産賃貸借契約書

(キ)沼津事業所に所在する設備（パソコン、コピー機等）に関するリース契約

(ク)秘密保持に関する契約書及び誓約書

(ケ)甲の子会社との間で締結した契約

(コ)以上のほか、本件事業のみに関連して締結された事業上の契約

- ② 本件事業及び本件事業以外の事業の双方に関して締結された以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務のうち、本件事業に関する部分(本件事業のみに関連する権利義務を含む。)

(ア)取引基本契約書及び付随する個別契約

(イ)品質管理に関する協定書

(ウ)甲の子会社との間で締結した契約

- (2) 承継対象から除外する契約

上記(1)にかかわらず、以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務については、承継対象から除外する。

- ① 承継が困難である又は承継に支障があるものとして甲乙間で承継対象から除外することを同意した契約

4. 雇用契約

- (1) 承継する雇用契約

- ① 甲の以下の部署に所属する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務

(ア)エネルギーシステム事業部送電技術開発部

(イ)エネルギーシステム事業部送電製造部

(ウ)エネルギーシステム事業部ゴム線製造部

(エ)施設部沼津施設課

- ② 甲の以下の部署に所属し、本件事業に主として従事する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務

(ア) エネルギー情報通信品質保証センターエネルギー品質保証部

(イ) エネルギーシステム事業部技術部

③ 以下の従業員番号を有する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務

➤ F0001705

(2) 承継対象から除外する雇用契約

① 上記(1)にかかわらず、以下の従業員番号を有する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務については、承継対象から除外する。

➤ F0001570

➤ F0005588

➤ F0002530

② 上記(1)にかかわらず、2022年8月31日までに、甲に対して、2022年9月30日までの退職意思を正式に示した従業員の雇用契約における契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務については、承継対象から除外する。



別紙2 FESの成立の日における貸借対照表

貸借対照表
(2022年8月5日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金	10,000,000	負債	—
		資本金	10,000,000
		純資産合計	10,000,000
合計	10,000,000	合計	10,000,000